

AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス利用規約

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 本規約は、株式会社アドバンスト・メディア（以下「当社」といいます）が提供する AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービスの提供条件を定めるものです。

(定義)

第 2 条 本規約において、以下に定める用語は、各用語別に定義された内容の意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス（旧サービス名：AmiVoice RealTimeScriber Cloud サービス）をいいます。
- (2) 「AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス」とは、通話音声のリアルタイム音声認識及び音声認識によって得られたテキストを利用した各種機能を提供するサービスをいいます。
- (3) 「本サイト」とは、本サービスにアクセスするための入り口サイトをいいます。
- (4) 「利用契約」とは、本サービス利用申込書を当社が承認したときに成立する当社と契約者との間の本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (5) 「代理店契約」とは、利用契約に関して締結される契約者と当社代理店間の契約をいいます。代理店契約は、利用契約が成立するまで発効することはありません。利用契約の変更、解約も同様になります。また、代理店契約の中に利用契約で当社が承認していない当社を拘束する条件が含まれていた場合、当該条件について当社はいかなる義務も責任も負わないものとします。
- (6) 「本規約」とは、本サービスの提供条件を定めるこの利用規約をいいます。
- (7) 「契約者」とは、当社又は当社代理店に対して本サービスの利用に関する申し込みを行い、当該申し込みを当社が承認し、当社との間で本サービスの利用に関する契約が成立し、本サービスを実際に利用する法人をいいます。
- (8) 「ユーザ ID」とは、本サービスの利用において、ある契約者とその他の者を識別するために、当社又は契約者が設定する符号をいいます。
- (9) 「パスワード」とは、本サービスの利用において、ある契約者とその他の者を識別するために、当社又は契約者が設定する秘匿された符号をいいます。
- (10) 「本ソフトウェア」とは、当社が契約者に使用許諾する本サービスを利用するために必要となるソフトウェアをいいます。
- (11) 「当社代理店」とは、当社承認の下、当社に代わって本サービスの営業行為を行い、契約者と本サービスの利用に関して契約者と契約行為を行う法人をいいます。代理店契約を締結した場合、本サービスの利用開始日通知、本サービスの利用に関する ID/PW 等の通知、本規約の変更、本サービスの障害、保守、サポートサービス等に

関する通知、連絡等、契約者による本サービスの利用に関して必要な情報の交換については、原則として当社代理店を通じて行うものとします。また、本サービス利用料の支払いも契約者が当社代理店と合意した金額、支払方法、支払期日等に従って、契約者が当社代理店に対して行うものとします。

(ユーザ ID 及びパスワード)

第 3 条 利用契約締結後、当社は、ユーザ ID 及びパスワードを直接又は当社代理店を通じて契約者に通知します。

2. 契約者は、ユーザ ID 及びパスワードを第三者に開示、提供、貸与、第三者との共有をしてはならず、また第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます）するものとします。ユーザ ID 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被ったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザ ID 及びパスワードによる本サービスの利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなします。
3. 第三者が契約者のユーザ ID 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされ、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失によりユーザ ID 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

第 2 章 本サービス

(本サービスの利用開始／利用期間の更新)

第 4 条 本サービスの利用開始日は、当社が承認した本サービス利用申込書に記載された連絡責任者のメールアドレス宛に送付して通知します。代理店契約が締結された場合、利用開始日の通知は当社代理店から行われます。

2. 本サービスの利用期間は、利用契約又は代理店契約に定めるとおりとし、利用期間満了月の 15 日までに契約者から解約の申し出を当社が受領しない限り、又は別段の合意がない限り、利用契約に定める利用期間と同一の期間、自動で更新されるものとします。

(品質向上)

- 第 5 条** 契約者が書き起こしたテキストデータ、又は本サービスの誤認識部分を修正したテキストデータを、当社指定のフォーマットで当社指定サーバーにアップロードすることにより、契約者は、本サービスの音声認識品質の向上を期待することができますが、音声認識品質が必ず向上することを保証するものではありません。
2. 契約者が本サービスを利用する際に本サービス用サーバーに送信される契約者の各種データ（以下、「契約者データ」という）について、当社は、当社製品及びサービスの研究開発、及び品質向上のために利用することができるものとします。ただし、契約者が、

直接又は代理店を通じて、上記品質向上のための利用を許諾しない旨を当社に申し出た場合、当社は、契約者データを上記利用目的のために利用いたしません。

3. 契約者データについては、第 5 章（秘密情報等の取り扱い）に従って取り扱うものとします。

（本サービスの変更）

第 6 条 当社は、契約者に直接又は代理店を通じて本サービスの変更内容を 30 日前に通知することにより、又は本サイトに掲載することにより本サービスの種類、内容、利用料金その他本サービス内容を変更することができるものとします。

2. 契約者が、本サービスの契約内容の変更を希望する場合、「AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス変更申込書」又はそれに代わるもの（以下「変更申込書」といいます）を当社又は当社代理店に提出するものとします。変更申込は、変更申込書を添付したメールを当社又は当社代理店に送付することにより行うことができます。変更申込書を当社が承認したときに変更契約は成立するものとします。
3. 変更内容の設定が完了した場合、当社は本サービス利用申込書（又は変更申込書）に記載された連絡責任者のメールアドレス宛にその旨通知します。変更内容の設定完了日の翌日が本サービスの変更内容の適用開始日となります。変更内容の課金開始日は第 12 条（契約金額）に定めるとおりとします。
4. 本サービスの変更申込が当社代理店を通じて行われた場合、変更内容の設定完了通知は、契約者が代理店と合意した方法で当社代理店から行われます。

（本サービスの提供中止）

第 7 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 本サービス運用システムの保守又は工事上やむを得ないとき
 - (2) 本サービス運用システムの障害その他やむを得ない事由が生じたとき
 - (3) 通信回線又はデータセンターの設備障害により本サービスの提供を行うことができないとき
 - (4) 天災地変その他不可抗力事由により一時的に本サービスの提供ができないとき
2. 前項の定めに基づき本サービスの全部又は一部の提供を中止する場合、事前に当社が適当と判断する方法で当社が契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。契約者が代理契約締結していた場合、上記通知は当社代理店から行われます。
 3. 本条第 1 項第 1 号、第 3 号、又は第 4 号の事由により本サービスが一時的に中止された場合、当社はいかなる責任も負いません。

（音声認識）

第 8 条 契約者は、本サービスで使用している音声認識技術は、本質的に統計的な処理を

行うものであり、音声認識を行った結果の誤認識は、その処理において内在するものであることを了解しているものとします。当社は、本サービスの誤認識により契約者に生じる不便、不都合、その他一切の影響に関していかなる責任も負わないものとします。

(データの保存期間)

- 第 9 条** 本サービスにより当社指定サーバーに送信された音声データ、及び音声認識されたテキストデータについては、当社指定サーバーに当該テキストデータを格納した日から 3 か月間保存します。ただし、契約者が別途オプションサービスを申し込むことにより、音声データ及びテキストデータの保存期間延長サービスを受けることができます。延長期間は 3 か月又は 9 か月のいずれかとします。
2. 前項の定めに拘らず、保存期間内にシステム障害、ハードウェア障害、ソフトウェア障害、その他その原因を問わず、音声データ及びテキストデータがいかなる場合でも削除、消去、消失しないことを保証するものではありません。音声データ及びテキストデータのバックアップの責任は、契約者にあります。

(本サービス用機器等の設置及び開通確認)

- 第 10 条** 本サービスを利用するために契約者が準備した PC、サーバ、その他の本サービス用機器等の設置調整作業を行うために、当社又は当社代理店が契約者施設に入館、入室する場合、契約者は本サービス用機器等の設置場所への入館及び入室許可を行い、また設置調整作業実施のために必要となる支援を提供するものとします。
2. 本サービスを提供するために当社が構築する本サービス用クラウド環境と契約者施設に設置された本サービス用機器等との開通確認が完了した時をもって本サービス用機器等の設置調整作業が完了したものとします。

(サポートサービス)

- 第 11 条** 本サービスの利用方法等に関する契約者からの問い合わせに対して、別途当社が通知する受付窓口及び受付時間において受付、対応します。契約者が代理契約を締結していた場合、上記受付窓口及び受付時間は当社代理店から通知されます。

第 3 章 本サービス利用料等

(契約金額)

- 第 12 条** 本サービス利用料及びその他の契約金額は、利用契約又は代理店契約に定めるとおりとします。
2. 本サービス利用料の課金開始日は、本サービスの利用開始後最初に到来する 21 日とします。利用契約又は代理店契約が変更された場合、変更内容に関する本サービス利用料の課金開始日は、変更内容の適用開始日後最初に到来する 21 日とします。
3. 本サービスの利用拠点が複数ある場合、拠点毎に第 4 条に定める利用開始日を通知しま

す。本サービス利用料の課金開始も拠点毎になります。

4. 本サービス利用料等は、毎月 21 日～翌月 20 日締めで計算します。本規約において「月」とは、毎月 21 日～翌月 20 日までの期間をいいます。
5. 本サービスの利用終了日が月の中途であった場合、当該月の本サービスの月額利用料は日割計算せず、月額利用料が請求されます。
6. 契約期間分の本サービス利用料を前払いしていない契約者が、契約者の都合により契約期間の中で解約した場合、又は契約者の責に帰すべき事由により本契約が解約された場合、解約日から 14 日以内に、残期間相当分の本サービス利用料を一括して支払うものとします。また、契約期間分の本サービス利用料を前払いしている契約者が、契約者の都合により契約期間の中で解約した場合、又は契約者の責に帰すべき事由により本契約が解約された場合、当社は、受領済みの初期費用及び前受本サービス利用料を一切返還する義務を負わないものとします。

(契約金額の請求及び支払い)

- 第 13 条** 契約者が当社と直接契約した場合は、利用契約成立後速やかに初期費用に係る請求書を契約者に送付するものとします。また、本サービス利用料に関する請求書については毎月 20 日締で当月末日までに契約者に送付します。
2. 契約者は、前条の初期費用及び本サービス利用料及びその消費税相当額を、利用契約に定める支払期日（以下「支払期限」という。）までに当社の銀行口座に振込み支払うものとします。振込み手数料は契約者負担とします。
 3. 契約者が支払期限までに契約金額を支払わない場合、当社は、契約者に対し、支払期限の翌日より支払日までの日数に応じ、利用契約で合意した支払遅延利息を請求できるものとします。
 4. 契約者が代理店契約を締結した場合、契約者は、本サービス利用に関する契約金額、支払方法、支払条件等は代理店契約で合意した条件に従うものとします。

第 4 章 契約者の義務等

(連絡責任者)

- 第 14 条** 本サービスの利用に関する問い合わせ、連絡・確認等については、契約者と当社又は当社代理店が別途指定した連絡責任者を通じて行うものとします。
2. 連絡責任者に変更が生じた場合、当該当事者は相手方に対して事前に又は事後速やかに変更後の連絡責任者を通知するものとします。

(禁止行為)

- 第 15 条** 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄する行為
 - (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為
 - (3) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (4) 第三者又は当社の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (5) 本サービスを利用する目的以外で本ソフトウェアの複製を行うこと
 - (6) 本ソフトウェア逆コンパイル、リバースエンジニアリング等の分析、解析を行うこと又はそれを試みる事
 - (7) 本ソフトウェアを第三者に譲渡、又は貸与すること
 - (8) 本ソフトウェアを本サービスの利用以外の目的で使用する事
 - (9) 法令又は公序良俗に反する行為
 - (10) 当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
 - (11) その他当社が不適切と考える行為
2. 契約者が、前項の定めに該当する場合、当社は、本サービスの提供を一時的に停止するか、又は利用契約を解除することができるものとします。

第 5 章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

- 第 16 条** 当社及び契約者は、本サービスの利用に関連して相手方から提供された、又は本サービスの利用に関連して知得した相手方の秘密情報（有用性、秘密管理性、非公知性の情報）を本サービスの提供又は利用（第 5 条に定める品質向上のための利用を含む）以外の目的に利用せず、またいかなる第三者にも開示しないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社又は契約者は、法令等の定めに基づき又は当局から要求された場合、秘密情報を開示することができるものとします。この場合、当該当事者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は事後速やかにこれを行うものとします。
3. 本条の規定は、利用契約終了後も有効に存続するものとします。
4. 契約者が代理店契約を締結していた場合、本規約の中において代理店を通じて行う連絡、通知等を行うと定めている範囲において秘密情報が当社代理店に開示、提供される場合があることを契約者及び当社は確認します。

(個人情報の取り扱い)

- 第 17 条** 当社及び契約者は、本サービスに関連して相手方から提供を受けた個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を利用契約履行のためにのみ使用し、また個人情報保護法を始め個人情報の保護に関するその他の法令及び監督官庁が公表しているガイドライン等を遵守するものとします。
2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）の規定を準用するものと

します。

第 6 章 一般条項

(契約者からの利用契約の解約)

- 第 18 条** 契約者が当社と直接利用契約を締結していた場合、契約者は、解約希望メールに「AmiVoice CommunicationSuite Cloud サービス解約通知書」を添付して当社に送付することにより、利用契約を解約することができます。
2. 契約者が代理店契約を締結していた場合、契約者は、当社代理店と合意した方法及び様式で解約通知を当社代理店に対して行うものとします。
 3. 契約者が直接解約通知書を当社に対して提出した場合、又は当社代理店に対して解約通知を行った場合を問わず、当社が解約通知書を暦月 15 日までに受領した場合、解約日は当月の 20 日になり、15 日以降に受領した場合、解約日は翌月の 20 日になります。当社は解約日の翌営業日にユーザ登録を抹消します。
 4. 契約者都合による中途解約の場合、又は次条の定めにより当社が利用契約を解約した場合は、第 12 条（契約金額）第 6 項の定めに従うものとします。

(当社からの利用契約の解約)

- 第 19 条** 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。
- (1) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (2) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (3) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (6) 利用契約に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後、合理的な期間内に当該違反が是正されない場合
 - (7) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (8) 暴力団、暴力団関係者、その他反社会的な勢力であることが判明した場合、又は反社会的な勢力と密接な関係を有することが判明した場合
 - (9) 契約者に利用契約を履行することが困難となる事由が生じたと当社が合理的に判断する場合
 - (10) 当社が、利用契約を継続することが困難であると判断する合理的な理由が生じた場合
2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの本サービス利用料

金その他の債務がある場合には、期限の利益を享受することなく直ちにこれらを支払うものとします。

(利用契約終了時の措置)

- 第 20 条** その理由を問わず利用契約又は代理店契約が終了した場合、終了後速やかに、契約者は、本ソフトウェアを本サービス用機器等から削除し、削除証明書を当社に提出するものとします。
2. その理由を問わず利用契約又は代理店契約が終了した場合、終了後速やかに、当社は、契約者が本サービスを利用した結果、契約者アカウントに紐づいたクラウド環境に残存している契約者データを削除するものとします。契約者が要求する場合、契約者データの削除証明書を契約者に送付します。

(自己責任の原則)

- 第 21 条** 当社は、本サービスの完全性、正確性、及び有効性を保証するものではなく、契約者は、自己の責任及び判断において本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、法律上の請求原因の如何を問わず、契約者による本サービスの利用あるいは利用不能から派生して生じるいかなる損害に関しても、契約者に対し一切責任を負わないものとします。
3. 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合、若しくは契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

(損害賠償の制限)

- 第 22 条** 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービスに関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、別段の定めがある場合を除き、直近 3 か月間において、当社が受領した本サービス利用料を超えないものとします。
2. 当社の責任は、契約者に現実が発生した通常の損害に限定されるものとします。当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(通知)

- 第 23 条** 当社から契約者への通知は、利用契約に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は本サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。なお、契約者が代理店契約を締結していた場合、上記通知は原則として当社代理店を通じて行われます、
2. 前項の規定に基づき、契約者への通知を電子メールの送信又は本サイトへの掲載の方法

により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は本サイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(本規約の変更)

- 第 24 条** 当社は、本規約を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、本サービスの利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合であり、契約者に不利益な内容が含まれている場合は 30 日の予告期間において、また変更内容に契約者に不利益な内容が含まれていない場合は事前に変更後の本規約の内容をメールで送信し、又は本サイトに掲載すること等によって契約者に通知するものとします。ただし、緊急の場合はこの限りではなく、事後速やかに契約者に通知するものとします。
3. 契約者が代理店契約を締結していた場合、前項に定める通知は当社代理店を通じて行われる場合があります。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第 25 条** 契約者は、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

- 第 26 条** 契約者と当社の間で利用契約又は本サービスに関連して訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

- 第 27 条** 利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

制定：2017 年 4 月 1 日
最終改定：2024 年 7 月 1 日